

令和4年（ワ）第891号 国家賠償請求事件

原告 ラトナヤケ・リヤナゲ・ワヨミ・ニサンサラ・ラトナヤケ ほか2名

被告 国

5 原告ら第9準備書面 慰謝料について（補充）

2023年9月20日

名古屋地方裁判所民事第10部合議口B係 御中

10

原告ら訴訟代理人弁護士 川口直也



第1 被告第5準備書面における慰謝料についての主張に対する反論

1 被告の主張が従前の繰り返しに過ぎないこと

15 被告第5準備書面における慰謝料についての主張（同3頁以下）は、被告が第1準備書面59頁にて、慰謝料についての主張の根拠として引用した東京高判平成13年1月25日・判例タイムズ1059号298頁と同旨であり、原告らの反論（第4準備書面6～12頁「第2」）に応答するものではない。

20 加えて、被告が第5準備書面4頁で新たに引用している東京地判平成26年3月19日・判例タイムズ1420号246頁やその控訴審である東京高判平成28年1月18日は、いずれも、死亡慰謝料額の算定に当たり、被害者の国籍国と日本における経済的事情の相違等を考慮しているが、その理由について何も述べられていない。

25 したがって、被告第5準備書面における慰謝料額についての主張は、被告第1準備書面59頁の慰謝料にかかる主張を繰り返しているだけであって、原告ら第4準備書面6頁ないし12頁の慰謝料にかかる主張に対する反論として成

立していない。

2 最高裁調査官解説について

5 また、被告は、被告の慰謝料にかかる主張は、川神裕・最高裁判所判例解説民事篇平成9年度（上）（甲97）70及び71頁と同旨である旨主張している。確かに、同調査官解説70頁の3行目ないし5行目及び71頁の8行目ないし10行目には、被告の慰謝料にかかる主張と同旨の記載があるが、同調査官解説における慰謝料についての見解は、以下の点で、被告の主張とは異なる（甲97）。

10 (1) 同調査官解説71頁の10行目では「問題は、それをどの程度考慮すべきかと言う点である。」、同頁11行目ないし13行目では「事故による死傷に対してどの程度の慰謝料額をもって償うのが相当かという法的衡平感や被害者感情の問題として考えると、日本人か外国人かで極端な額の差が生ずるということにも、違和感を禁じ得ない。」、同調査官解説72頁1行目ないし3行目では「結局、慰謝料を受領する者の予測される生活の場所における所得水準、物価水準は、諸般の事情の一つとして考慮されるにとどまり、慰謝料額がこれに比例するというような形で厳密に慰謝料額に反映されるものではないと言えよう。」とされている。つまり、同調査官解説は、日本人か外国人か（もしくは生活の場所となる国が日本かそれ以外か）は考慮要素の一つに過ぎず、それにより極端な差がついてしまうような事態は妥当ではないとの見解を取っているのである。

20 (2) また、同調査官解説71ページの13行目から16行目では「慰謝料の補完的ないし調整的機能として、財産的損害の賠償が認められないような場合に、慰謝料で上乗せするということが実務上は行われているが、逸失利益の算定において出国先（母国）基準説をとった結果逸失利益の賠償額が著しく低額になるような場合には、むしろその点を慰謝料額算定の場面で考慮するのが法感情に適う場合もあると思われる。」とされている。つまり、同調査

官解説は、逸失利益の算定において出国先（母国）基準説をとった結果逸失利益の賠償額が著しく低額になる場合には、その分慰謝料額に上乘せすべきであるとの見解を取っているのである。

5 (3) さらに、同調査官解説71頁の16行目から17行目に「慰謝料には、実際上には加害者に対する制裁的機能があることも完全には否定できない」とある。つまり、同調査官解説は、慰謝料には実際上、加害者に対する制裁的機能があるとの見解を取っているのである。

(4) 以上の点において、慰謝料についての同調査官解説の見解と被告の主張は異なる。

10 第3 慰謝料の制裁的機能についての主張の補充

慰謝料の機能を被害者の精神的損害の填補と考えたとしても、慰謝料が補填すべき精神的損害の中には、被害者側の怒りや応報感情も含まれる（甲98・吉村良一「不法行為法〔第6版〕」（2022年8月30日発行）171頁）のであるから、前記調査官解説71頁16行目ないし17行目に記載のとおり、慰謝料には実際上加害者に対する制裁的機能があることは否定できない。多くの裁判例（東京地判平成18年7月28日・交通民集第39巻4号1099頁、大阪地判平成18年11月30日・自保ジャーナル1713号20頁、大阪地判平成18年2月16日・交通民集第39巻1号205頁、外）が加害行為の悪質性を慰謝料の算定要素としているのもこのためである。

20 本件において、スリランカ国籍であったウィシュマさんがスリランカを生活基盤としていたであろう蓋然性が高いことを理由に、ウィシュマさんの死亡慰謝料が日本人よりも低い水準とされれば、被告が日本人を死亡させた場合に比して支払うべき慰謝料額が低くなるため、ウィシュマさんの遺族である原告らの被告に対する怒りや応報感情は補填されず、慰謝料の制裁的機能は果たされなくなる。

25 したがって、ウィシュマさんの死亡慰謝料の算定に当たり、ウィシュマさんがスリランカを生活基盤としていたであろう蓋然性が高いことを理由に、ウィシュ

マさんの死亡慰謝料を日本人よりも低い水準にすることは許されない。

第4 慰謝料の増額事由

ウィシュマさんの死亡慰謝料について、以下のとおり、増額事由が認められる。

- ① 本来、DV 被害者として保護されるべきであったウィシュマさんを、被告がその要保護性を考慮することなく漫然と収容したこと（原告ら第8準備書面3頁ないし9頁参照）。
- ② 遅くとも2021年2月15日時点でウィシュマさんの体調が著しく悪化していたことが明らかであったのに、被告がウィシュマさんを外部の医療機関で適切に受診させず、かつ、ウィシュマさんに何らの医療的措置を施すこともなく、帰国の圧力をかけるために医療体制が整っていない名古屋出入国在留管理局に漫然と収容し続けたこと。
- ③ 2021年3月1日、看守勤務者1名が、ウィシュマさんがカフェオレを飲む際に上手く嚥下できずに鼻から噴出してしまったのを見て、「鼻から牛乳や。」と言ったこと（甲4の1・令和3年3月6日の名古屋出入国在留管理局被収容者死亡事案に関する調査報告書45頁）。
- ④ ウィシュマさんが亡くなる前日である同年3月5日、自力で起き上がることはもちろん、しゃべることもままならなくなっていたウィシュマさん（乙36の18）が、「アロ」と声を発した際に、看守勤務者が茶化すように、「アロンアルファ？」と聞き返したこと（甲4の1・49頁）。
- ⑤ ウィシュマさんが亡くなった同月6日の朝、看守勤務者からの問いかけに明確に意思を表明することができず、「あー」というような声を上げることもできなかったウィシュマさんに対して、看守勤務者が茶化すように、「ねえ、薬きまってる？」などと声をかけたこと（甲4の1・53頁）。
- ⑥ 同日午後2時8分頃、警備官がウィシュマさんに呼びかけても返事が返って来ず、その指先の冷たさを感じていた（乙36の20）にもかかわらず、同日午後2時15分頃まで救急搬送の要請をしなかったこと（甲4の1・54頁）。

⑦ ウィシユマさんの監視映像が被告の本件不法行為の立証において極めて重要であることが明らかであり、2022年8月22日付け「文書提出命令申立書(DVD-R)に関する原告意見書」においても、開示されていない監視カメラ映像と慰謝料等との関連性を主張しているにもかかわらず、被告はいたずらに監視映像の提出を遅延させ、今なおごく一部の監視映像しか提出していないこと。

⑧ 被告は、「保安上の理由」があるなどと主張して、今なお残りの監視映像の提出を拒み続けているが、「保安上の理由」として合理的な説明が一切なされていないこと。

以上の⑦ないし⑧の事由は、いずれもウィシユマさんの尊厳を傷つけ、ウィシユマさん及び原告らの精神的苦痛を一層増大させるものであるから、慰謝料の増額事由に当たる。

なお、未だ開示されていない大部分の監視カメラの映像にはさらに慰謝料を増額させるべき事実が記録されている可能性もある。

15 第5 結語

以上より、ウィシユマさんの死亡による本人及びご遺族の慰謝料は、訴状で主張した額を下回ることはない。

以上